

事 業 概 要

令 和 6 年 度 (2024年)

広島県西部東厚生環境事務所

広島県西部東保健所

目 次

I 概況	1
1 管内の概況	3
2 管内図	4
3 市町別主要指標	5
4 行政組織・業務内容	6
(1) 行政組織	6
(2) 沿革	7
5 常設の相談等の実施計画	8
健康相談日	8
II 主要事業の概要	9
1 地域保健福祉対策	11
(1) 情報収集管理	11
(2) 人材育成と資質の向上	11
(3) 広島中央地域保健対策協議会	11
2 高齢者保健福祉対策	11
(1) 地域包括ケアシステムの強化推進	11
(2) ひろしま高齢者プランの推進	11
(3) 介護サービスの質の確保・向上と介護給付の適正化の推進	11
3 ひとり親家庭等支援対策	12
4 医療対策	12
(1) 医療施設対策	12
(2) 救急医療対策	12
(3) 周産期医療対策	12
(4) 地域医療支援病院	12
5 健康増進・栄養改善対策	12
(1) 健康ひろしま21推進事業	12
(2) 栄養改善対策	13
6 感染症予防対策	13
(1) 感染症対策事業	13
(2) 結核対策事業	13
(3) エイズ・性感染症対策事業	13
(4) 肝炎対策事業	14
7 歯科保健対策	14
8 精神保健福祉対策	14
(1) 医療対策の推進	14
(2) 精神保健福祉対策の推進	14
9 難病対策	15
(1) 医療費助成	15
(2) 難病相談等支援事業	15
(3) 難病患者地域支援事業	15
10 母子保健対策	15
(1) 不妊治療支援事業	16
11 食品衛生対策	16
(1) 監視指導	16
(2) 収去検査	16
(3) 衛生教育	16
12 生活衛生対策	16
13 水道対策	16
14 狂犬病予防対策	17
15 薬事対策	17
(1) 医薬品対策	17
(2) 毒物・劇物対策	17
(3) 麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻、けし対策	17
(4) 家庭用品対策	17
(5) 献血対策	17
(6) 薬物乱用防止対策	17
16 環境保全対策	17
(1) 大気汚染防止対策	17
(2) 水質汚濁防止対策	18
(3) 土壌・地下水汚染対策	18
(4) 化学物質対策	18
(5) 公害苦情事案への対応	18

17	廃棄物対策	18
(1)	一般廃棄物対策	18
(2)	産業廃棄物対策	19
(3)	普及啓発・環境学習	19
III	資料	21
1	管内の状況 一覧	23
2	人口（人口動態）	25
(1)	人口動態総覧（市町・年次別）	26
(2)	主要死因別死亡者数	27
(3)	主要死因別標準化死亡比	28
	地域保健福祉対策	
(1)	保健福祉関係学生の実習受入れ状況	29
(2)	市町の職員に対する研修・指導の状況	30
(3)	圏域地域保健対策協議会の状況	31
(4)	医師臨床研修受入れ状況	32
	高齢者保健福祉対策	
(1)	介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	33
(2)	介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	34
(3)	運営指導等件数	35
	児童・母子・父子・寡婦福祉対策	
(1)	母子福祉資金の貸付状況	36
(2)	父子福祉資金の貸付状況	37
(3)	寡婦福祉資金の貸付状況	38
	医療対策	
(1)	病院・診療所の状況	39
(2)	立入検査及び使用許可件数	40
	健康増進・栄養改善対策等	
(1)	給食施設等の指導状況	41
(2)	食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況	42
(3)	健康増進事業実施状況	43
(4)	健康生活応援店の状況	44
(5)	食育圏域連絡会議開催状況	45
(6)	受動喫煙の報告状況	46
	感染症対策	
(1)	感染症発生状況	47
(2)	結核の状況	48
(3)	感染症発生に伴う指導状況	54
(4)	新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況	55
(5)	エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況	56
(6)	健康教育実施状況	57
(7)	肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況、肝炎治療受給者証の交付状況及び 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況	58
	歯科保健対策	
(1)	訪問指導等の状況	59
(2)	相談事業の状況	59
(3)	市町指導・支援の状況	59
	精神保健福祉対策	
(1)	精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	60
(2)	精神障害者保健福祉手帳の所持状況	61
(3)	組織育成支援状況	62
(4)	相談指導実施状況	63
(5)	家庭訪問指導状況	64
(6)	個別事例検討会	65
(7)	普及啓発・人材養成実施状況	66
(8)	会議開催状況	66

難病対策等	
(1) 特定医療費（指定難病）の承認状況	67
(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況	73
(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況	74
(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況	75
(5) 相談事業の実施状況	76
(6) 電話相談及び面接相談等の状況	76
(7) 家庭訪問指導の状況	77
(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況	78
(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況	79
(10) アレルギー疾患相談事業等実施状況	80
(11) アスベスト相談状況	81
(12) 森永ひ素ミルク患者対策	82
母子保健対策	
(1) 特定不妊治療費助成（先進医療）の申請状況	83
(2) 特定不妊治療費助成（全額自費診療）の申請状況	83
(3) 不妊検査費等助成の申請状況	83
(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況	83
食品衛生対策	
(1) 施設数の状況	84
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	88
(3) 食品衛生監視指導状況	89
(4) 食品収去検査状況	93
(5) 集団食中毒発生状況	94
生活衛生対策等	
(1) 水道施設の監視状況	95
(2) 狂犬病予防業務の状況	96
薬事対策	
(1) 薬事監視指導状況	97
(2) 毒劇物監視指導状況	98
(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況	99
(4) 医薬品収去検査状況	100
(5) 家庭用品の試買検査状況	101
(6) 献血状況	102
(7) 温泉監視指導状況	103
環境保全対策	
(1) 公害関係特定施設の状況	104
(2) 土壌汚染対策の状況	104
(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況	105
(4) 公害苦情事案の取扱状況	106
(5) 水質事故事案の取扱状況	106
(6) 大気汚染測定項目（常設）一覧表	107
(7) 環境調査の実施状況	109
廃棄物対策	
(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	110
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	111
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	112
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	113
(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況	114
(6) 産業廃棄物に係る協議等	115
その他の資料	
管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	116

I 概 況

1 管内の概況

区域は、竹原市、東広島市及び大崎上島町の2市1町で、広島県のほぼ中央に位置し、賀茂台地、瀬戸内海沿岸、島しょ部から構成されており、面積は、約797km²で、県土の約9.4%を占めている。

地形的には、東広島市からなる賀茂台地は、標高200m～400mの盆地と丘陵により形成され、比較的平坦地に恵まれている。竹原市、東広島市安芸津町からなる沿岸部及び大崎上島町の島しょ部は、標高300m～500mの山々が海岸線近くまで迫っており、河川沿いや沿岸部に小規模な平坦地が分布している。

また、一級河川として、太田川水系、江の川水系の2水系、二級河川として、黒瀬川水系、瀬野川水系、沼田川水系、賀茂川水系など12水系がある。

気候条件は、賀茂台地部では、内陸性気候で、夏冬の気温差が大きいのに対し、沿岸部及び島しょ部は、瀬戸内海気候特有の温暖、少雨となっている。

交通は、JR山陽本線、呉線、山陽新幹線と、山陽自動車道、国道2号、185号、486号が東西を貫き、国道375号、432号及び高規格幹線道路の東広島呉自動車道が南北を貫いている。幹線道路の整備として、東広島高田道路の整備とともに進められていた国道2号東広島・安芸バイパスが、令和5年3月の全線開通に伴い広島市内への利便性の向上が図られた。

航路は、竹原市の竹原港、忠海港、東広島市の安芸津港から、大崎上島町などの島しょ部に向けてフェリーや高速船が運行されており、内海航路が発達している。

さらに、三原市の広島空港は、山陽自動車道河内インターチェンジから約4kmと圏域に近接している。

人口は、令和6年1月1日現在220,488人（住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数調査・外国人含む）で、人口密度は、276.82人/km²である。

就業者構成は、第1次産業4.2%、第2次産業30.6%、第3次産業65.2%（令和2年国勢調査）となっている。

平成27（2015）年との比較では、いずれの市町も第1次産業が減少し、第2次産業及び第3次産業では、東広島市が増加し、竹原市及び大崎上島町では減少している。

教育機関は、広島大学、近畿大学工学部、広島国際大学（東広島キャンパス）、エリザベト音楽大学西条分校、広島商船高等専門学校等が立地している。

また、中高一貫校として、東広島市には県立広島中学校・広島高等学校と近畿大学付属広島高等学校・中学校東広島校が、大崎上島町には県立広島叡智学園が立地するなど、教育機能が充実している。

試験研究機関は、東広島市鏡山の広島中央サイエンスパークに産学官が連携したイノベーションの創出を図るために県が設置したひろしま産学共同研究拠点や（株）広島テクノプラザをはじめとして、（独）酒類総合研究所、県立総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミー及び民間企業の試験研究施設が、安芸津町には、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門ブドウ・カキ研究拠点が、竹原市には、広島県栽培漁業センターが設置されるなど、圏域内に集積している。

さらに、（独）国際協力機構（JICA）中国センターなどの国際協力や国際交流機関の集積も進んでいる。

※（独）は、独立行政法人の略称。

3 市町別主要指標

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町								
面積 (K m ²)	796.49	118.23	635.15	43.11								
世帯数	99,853	11,695	84,194	3,964								
総人口	211,171	22,744	181,738	6,689	-	-	-	-	-	-	-	-
0～4歳	7,725 (3.7)	459 (2.0)	7,165 (3.9)	101 (1.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
5～9歳	9,444 (4.5)	608 (2.7)	8,694 (4.8)	142 (2.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
10～14歳	10,487 (5.0)	763 (3.4)	9,481 (5.2)	243 (3.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
15～19歳	10,982 (5.2)	868 (3.8)	9,435 (5.2)	679 (10.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
20～24歳	10,778 (5.1)	798 (3.5)	9,759 (5.4)	221 (3.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
25～29歳	9,782 (4.6)	726 (3.2)	8,908 (4.9)	148 (2.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
30～34歳	10,450 (4.9)	730 (3.2)	9,555 (5.3)	165 (2.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
35～39歳	11,802 (5.6)	812 (3.6)	10,820 (6.0)	170 (2.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
40～44歳	13,064 (6.2)	1,023 (4.5)	11,804 (6.5)	237 (3.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
45～49歳	15,395 (7.3)	1,433 (6.3)	13,659 (7.5)	303 (4.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
50～54歳	15,695 (7.4)	1,595 (7.0)	13,754 (7.6)	346 (5.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
55～59歳	13,219 (6.3)	1,561 (6.9)	11,292 (6.2)	366 (5.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
60～64歳	12,347 (5.8)	1,495 (6.6)	10,453 (5.8)	399 (6.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
65～69歳	11,925 (5.6)	1,645 (7.2)	9,871 (5.4)	409 (6.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
70～74歳	14,541 (6.9)	2,248 (9.9)	11,635 (6.4)	658 (9.8)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
75～79歳	13,052 (6.2)	2,115 (9.3)	10,245 (5.6)	692 (10.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
80歳以上	20,483 (9.7)	3,865 (17.0)	15,208 (8.4)	1,410 (21.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
人口密度	265.1	192.4	286.1	155.2	-	-	-	-	-	-	-	-
高齢化率	28.4%	43.4%	25.8%	47.4%	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 面積…「令和6年1月1日時点全国都道府市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

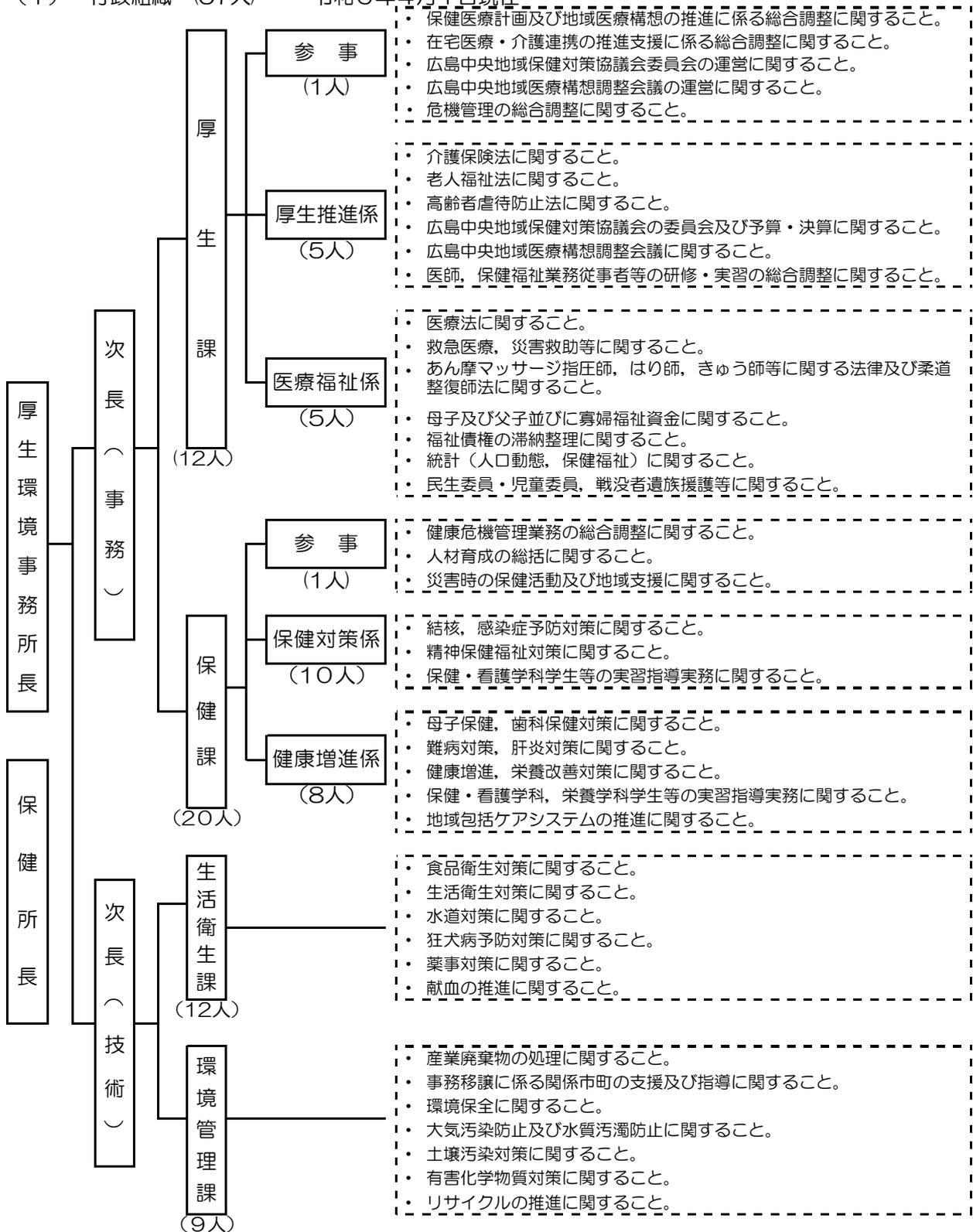
(注3) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[令和6年1月1日現在](日本人住民)

(注4) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

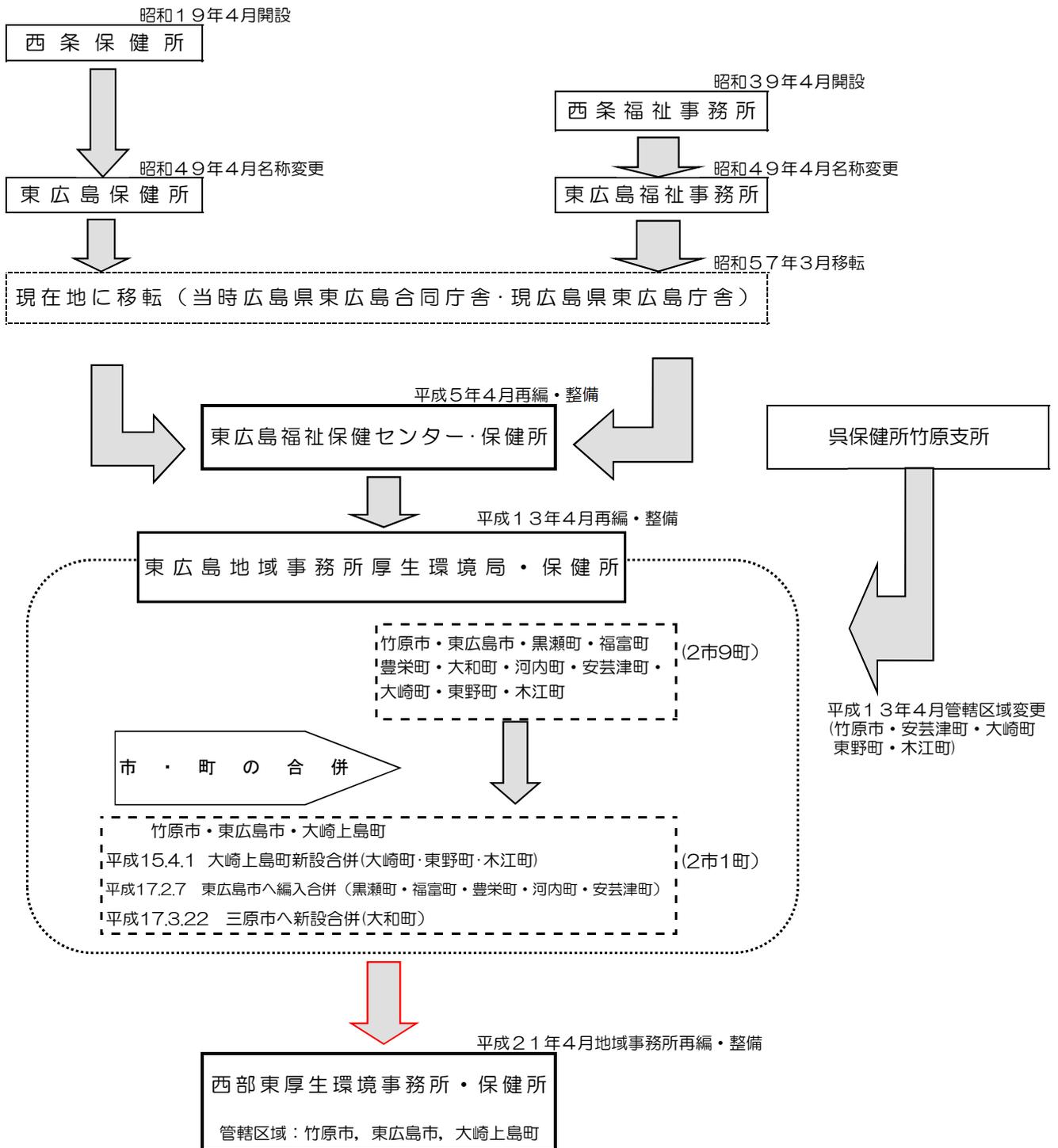
(注5) 人口密度…総人口/面積

4 行政組織・業務内容

(1) 行政組織 (57人) 令和6年4月1日現在



(2) 沿革



5 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和6年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
肝 炎 対 策	肝 炎 ウ イ ル ス 検 査	原 則 第 1 火 曜 日	13 : 00 ~ 14 : 00	西 部 東 保 健 所	予 約 制
精 神 保 健	精 神 保 健 相 談	原 則 第 2 木 曜 日	13:30~15:00	・西部東保健所 ・7月、12月は竹原市保健センター	予 約 制
エ イ ズ ・ 性 感 染 症 対 策	HIV抗原抗体検査及び梅毒検査	原 則 第 1・3 火 曜 日	第1火曜日: 9:00~11:00 第3火曜日: 9:00~11:00 13:00~14:00	西部東保健所	予 約 制

Ⅱ 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

医療制度改革や介護保険制度の改正、地方分権の推進等、保健・医療・福祉サービス提供システムや行政施策の変革に対応しながら、誰もが安心して、健康で充実した生活を送ることのできる地域づくりを推進するため、市町の政策形成を支援している。

(1) 情報収集管理

地域保健福祉の向上を図るため、保健福祉統計情報等の収集管理に努め、重要な行政資料とするとともに、市町の求めに応じて情報提供を行っている。

(2) 人材育成と資質の向上

人口構造や産業構造の急速な変化に伴い、保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており、これらに対応する人材育成と資質の向上が大きな課題となっている。

このため、医師臨床研修の受け入れや、大学等の保健福祉業務従事者等養成機関の学生の実習指導を実施している。

(3) 広島中央地域保健対策協議会

人口構造の少子・高齢化・人口減少、産業構造及び社会情勢の変化などを背景に、医療制度改革や介護保険制度の改正等、保健・医療・福祉サービスの提供システムや行政施策は、大きな変革の時期となっている。

広島中央地域保健対策協議会は、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、社会福祉協議会、公的病院、市町、保健所等の関係機関・団体及び当協議会の目的を達成するために必要な団体等で構成し、保健・医療・福祉など多様な主体の連携と協働により、地域包括ケアシステムの強化をはじめとして、地域保健医療計画、地域医療構想及び健康ひろしま21等に基づき、事業展開を図っている。

2 高齢者保健福祉対策

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を強化するため、県主管課（地域共生社会推進課）及び地域包括ケア推進センターと連携して、地域の課題把握や支援を実施している。

(1) 地域包括ケアシステムの強化推進

地域包括システムを強化していくため、介護予防の充実、生活支援体制の整備、自立支援型ケアマネジメントの推進等に重点を置いた支援を実施している。

(2) ひろしま高齢者プランの推進

「第9期ひろしま高齢者プラン」に基づき、関係機関と連携して、各市町の日常生活圏域の実情に応じた地域包括ケアシステムの推進強化を目指した広域的支援を実施している。

(3) 介護サービスの質の確保・向上と介護給付の適正化の推進

利用者の自立支援に必要なサービスが的確・適切に提供されるよう、指定居宅（介護予防）サービス等の事業者指定審査及び計画的な事業者運営指導を行うほか、必要に応じて監査等を実施している。

3 ひとり親家庭等支援対策

母子家庭や父子家庭及び寡婦等の経済的な自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、福祉資金の貸付けを行っている。

令和5年度の新規貸付は、母子福祉資金9件16,165千円であった。

4 医療対策

(1) 医療施設対策

医療施設における適正な医療の確保を図るため、医療法第25条第1項の規定に基づき、病院、診療所の立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設整備、医療の安全管理等の指導を行っている。

(2) 救急医療対策

○ 初期救急医療

休日夜間救急センターとして、竹原市休日診療所及び東広島市休日診療所が設置されている。

また、休日及び夜間の在宅当番医制が市町において実施され、充実が図られている。

○ 二次救急医療

初期救急医療施設で対処できない重症患者（二次救急患者）を診療し、あるいは入院治療するため、病院群輪番制方式により8病院が対応している。

○ なお、県では、HPに厚生労働省が運用する「医療情報ネット（ナビイ）」のリンクを掲載し、医療機関情報・夜間休日の医療提供体制などの情報提供に寄与している。

(3) 周産期医療対策

独立行政法人国立病院機構東広島医療センターが、平成24（2012）年3月に周産期医療部門の整備を行い、同年5月から分娩取扱いを開始し、同年10月に地域周産期母子医療センターの認定を受け、ハイリスク分娩への対応可能な施設として運営されている。

(4) 地域医療支援病院

独立行政法人国立病院機構東広島医療センターが、平成21（2009）年8月に地域医療支援病院として認定されている。

同病院では、他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供や、地域の医師等による病床や医療機器の共同利用、救急医療の提供、地域の医療従事者の資質向上のための研修等を実施している。

5 健康増進・栄養改善対策

(1) 健康ひろしま21推進事業

県の健康増進計画「健康ひろしま21（第3次）」に基づき、圏域の重点課題として「生活習慣病の発症予防と重症化予防」、「ライフステージに応じた健康づくりの推進」、「個人の健康を支え、守るための社会環境の整備」を掲げ、広島中央地域保健対策協議会事業として、生涯を通じた継続的な健康管理の支援体制づくりを推進している。

また、当該計画を推進するため、がん予防対策等推進事業を実施している。

(2) 栄養改善対策

ア 人材育成及び健康づくり支援

市町において、計画的かつ効果的な栄養改善事業を推進するために、健康づくり従事者を対象とした研修会等の支援を実施している。

また、望ましい食生活の実践活動を地域において展開する食生活改善推進員等関係団体の支援を行っている。

イ 介護予防の推進、地域高齢者の栄養改善のための体制整備

ウ 特定給食施設指導

管内特定給食施設等において、適切な栄養管理・衛生管理及び食育の推進が行われるように給食施設の従事者を対象に、集団指導及び個別指導を実施している。

エ 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく食品表示指導

加工食品の栄養成分表示に関して、消費者の意識啓発を図るとともに、食品の製造加工事業者等に対して、適切な表示を行うように指導を実施している。

6 感染症予防対策

(1) 感染症対策事業

感染症事案発生時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者等の人権に配慮した迅速かつ的確な積極的疫学調査や保健指導等を行い、感染の拡大防止に努めている。

また、感染症発生動向調査事業により流行予測情報を住民や関係機関等へ提供するとともに、予防対策の普及啓発を図っている。

新型インフルエンザ等対策については、感染症発生時に関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応が行えるよう、発生に備えた体制整備や対応力の向上を目的とした実地訓練を実施している。

広島中央二次医療圏において最新知識の研鑽や地域の医療体制の構築を推進するため、感染症対策協議会を設置し、感染症事業の検討等を実施している。

(2) 結核対策事業

全国的に減少傾向にある結核罹患率は、広島県も同様に平成21年以降低下している。結核患者の届出受理後、感染源の究明や接触者状況把握のため、早期の患者面接や積極的疫学調査を実施している。

また、接触者健康診断を実施し、新たな患者（感染者）の発見や感染拡大防止を図っている。

治療中の結核患者に、地域DOTS事業（確実な服薬管理）等を実施し、結核のまん延防止と多剤耐性結核の発生を予防し、治療終了後には、患者管理として再発防止のための管理検診を実施している。

(3) エイズ・性感染症対策事業

HIV感染や梅毒の早期発見のため、HIV抗原抗体検査・梅毒検査や、電話・面接相談等を行い、住民に対する正しい知識の普及啓発に努めている。

(4) 肝炎対策事業

肝炎等の正しい知識の普及と不安の解消、陽性者の重症化予防を図るため、相談を行っている。

B型・C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療を促進するため、保健所及び委託医療機関での肝炎ウイルス検査を実施している。

また、肝炎患者のフォローアップシステム登録者の情報を管内市町と共有し、重症化予防を図っている。

一定の条件を満たした場合の精密検査・定期検査費用、ウイルス性肝炎等に係る医療費、肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)に係る医療費の一部助成の申請受付を行っている。

7 歯科保健対策

「広島県歯と口腔の健康づくり条例」や「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」に基づき、歯科保健に関する普及啓発等に努めるとともに、管内歯科保健統計をまとめ、市町等へ情報提供を行っている。

また、地域における歯科保健事業を効果的に展開するため、地区歯科衛生連絡協議会等と連携している。

令和元年度からは、フレイル予防を含めた栄養・口腔ケアの包括的支援サービス提供体制の構築のために、専門職に対して市町との連携強化や人材育成を実施している。

8 精神保健福祉対策

(1) 医療対策の推進

精神障害者について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく入院措置の実施等を行い、迅速かつ適切な医療の提供に努めるとともに、精神科病院実地指導、入院者の病状審査及び入院状況調査を行い、患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図っている。

(2) 精神保健福祉対策の推進

ア 精神保健相談及び訪問指導

精神科医による精神保健相談を実施するとともに、専門医同行訪問や保健師による電話・面接相談、家庭訪問などの支援を実施している。

イ 自殺対策推進事業

県の自殺対策推進計画に基づいて、個別支援や市町の自殺対策事業の支援などを行っている。

また、広島中央地域保健対策協議会「うつ・自殺対策医療連携検討会」では、うつ病の早期発見・早期治療のため、かかりつけ医と精神科医療連携を推進している。

さらに、自殺未遂者支援として、支援者を対象とした研修会の開催や、「いのちとこころの相談事業」を実施し、再企図防止に向けた個別支援と体制整備を推進している。

ウ ひきこもり対策事業

様々な要因によって、ひきこもり状態にある人の家族等を対象に「家族のつどい」を開催し、必要に応じて、個別相談や家庭訪問を実施している。

エ 精神障害者地域生活支援事業

精神障害者の地域生活（地域移行・地域定着を含む）を推進するため、地域の保健・医療・福祉の関係者が連携し、精神障害にも対応した支援システムの構築に係る検討や啓発活動（研修等）を行っている。

また、広島県精神障害者の退院後支援に関するガイドラインに基づき、関係機関と連携して措置入院者等の退院後支援を実施している。

オ 市町支援

精神障害者の支援が円滑にできるよう、危機介入を要する事例や、困難事例に対して必要な支援を行っている。

カ その他

精神保健福祉法、障害者総合支援法、心神喪失者等医療観察法等に基づき、関係機関と連携を図りながら処遇の検討及び地域ケア会議等を実施している。

9 難病対策

(1) 医療費助成

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者・家族の負担の軽減を図るため医療費の助成を行っている。平成27年1月から、対象疾病（指定難病）はこれまでの56疾病から110疾病に拡大され、平成30年4月から331疾病に、令和元年7月から333疾病に、令和3年11月から338疾病に、令和6年4月から341疾病となっている。

また、小児慢性特定疾病医療費についても、平成30年4月より756疾病に拡大され、令和元年7月から762疾病に、令和3年11月から788疾病となっている。

(2) 難病相談等支援事業

小児難病講演会と交流会を難病対策センターと共催で実施し、保護者間の情報交換や、関係者の協力体制づくりを図っている。

また、難病患者家族を支援するため、難病相談会や、交流会を開催している。

(3) 難病患者地域支援事業

ア 訪問相談事業

重症難病患者を中心に、在宅療養を支援するために、関係機関、関係職種との連携を図りながら訪問指導を実施している。

イ 在宅療養支援計画・評価事業

要支援難病患者に対して、個々の患者の実態に応じて、各種サービスを効率的に供給するため、医療機関や市町等の関係機関と連携して支援計画の作成、実施、評価を実施している。

10 母子保健対策

地域の母子保健対策の推進に向け、「ひろしま子供の未来応援プラン」、「健康ひろしま21（第3次）」計画を総合的に推進している。

また、妊娠期から子育て期まで母子保健と子育て支援が一体となり、切れ目のないサポ

ート体制である「ひろしま版ネウボウ」の構築及び推進に向け、保健所、市町等の関係機関が連携・役割分担して実施している。

(1) 不妊治療支援事業

ア 特定不妊治療支援事業

令和4年4月から不妊治療が保険適用になったことに伴い、保険適用外の先進医療等の費用の一部を助成している。

さらに令和5年4月からは、先進医療等の活用によって治療費の全額が自己負担となった費用の一部を助成するなど事業を拡充している。

不妊治療に関わる治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

イ 不妊検査等助成事業

早期に適切な不妊治療を開始することを促すため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の検査・一般不妊治療の費用の一部助成の申請受付を行っている。

1.1 食品衛生対策

食品の衛生的な取扱いにより、飲食に起因する危害（食中毒）を防止するため、食品等事業者等への監視指導及び収去検査、啓発教育等を実施している。

(1) 監視指導

食品取扱施設の衛生状態や衛生的な食品の取り扱いを、監視指導計画に基づき監視指導を実施している。

また、平成30年の法改正に伴い、令和3年6月から完全施行されたHACCPに沿った衛生管理の推進を重点的に実施している。

(2) 収去検査

管内の製造品や生産品、また、輸入食品を含む管内の流通食品を収去により検査し、違反品や不良品を排除することにより、安全な食品の流通に取り組んでいる。

(3) 衛生教育

取り扱い食品や危害が発生しやすい時期に応じた衛生管理を、食品事業者を対象に講習会により教育することにより、全ての食品取扱施設で衛生的な取扱いができるよう取り組んでいる。

1.2 生活衛生対策

住民の日常生活に極めて深い関係にある旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等生活衛生関係事務は、市町に移譲している。

なお、市町が施設の立入検査等を実施する際には、必要に応じ監視指導の技術支援を行っている。

1.3 水道対策

安全な水の供給のため、管内の上水道施設の管理・運営を行う広島水道広域連合企業団の施設管理状況の監視指導を実施し、事案や災害等による広域での水の供給の対応や、水

道の整備計画について市町と協議し、安定した水の供給体制の構築に努めている。

1.4 狂犬病予防対策

平成12年4月から飼い犬の登録・狂犬病予防注射が市町の事務となったため、円滑な運営に資するため獣医師会等との連絡調整に努めている。

1.5 薬事対策

(1) 医薬品対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性確保のため、その適切な管理、取り扱い、不良・不正医薬品等の排除などに重点を置き、薬局、医薬品販売業者及び業務上取扱者を監視指導するとともに、医薬品の収去検査を実施している。

また、地域連携薬局、専門医療機関薬局、健康サポート薬局などの普及や医薬品情報の提供の徹底を指導するなど医薬品の適正使用の推進を図っている。

さらに、いわゆる健康食品については、健康被害の発生を防止するため販売方法、広告、表示の実態調査及び試買検査を行っている。

(2) 毒物・劇物対策

毒物及び劇物による危害を防止するため、毒物劇物取扱施設に立ち入りし、営業者及び業務上取扱者に保管管理、譲渡手続き等について監視指導を実施している。

(3) 麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻、けし対策

ア 監視指導

医療機関、薬局等取扱施設に立ち入りし、取扱状況の監視指導を実施している。

イ 大麻・けし対策

「不正大麻・けし撲滅運動」の期間中に管内を巡視するとともに、ポスター・チラシ等によって住民の啓発に努めている。

(4) 家庭用品対策

家庭用品に使用されている化学物質による健康被害を防止するため、試買検査を実施している。

(5) 献血対策

少子高齢化の進展や若者の献血離れに伴う供給不足が懸念されている。

このため、良質な血液の安定供給を確保するため、献血思想の普及を図るとともに、関係機関と連携をとりながら、特に400mL献血の推進に努めている。

(6) 薬物乱用防止対策

薬物乱用は、中学生、高校生にも広がり、大きな社会問題になっている。

このため、広島県薬物乱用防止指導員東広島地区協議会を中心に、関係団体と連携して、講習会や啓発活動を実施し、地域に密着した薬物乱用防止活動を推進している。

1.6 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じん及び自動車からの排出ガスである。

大気汚染防止法及び県生活環境保全条例の規制対象となる工場・事業場の立入検査等を実施し、適正な管理を指導している。

(2) 水質汚濁防止対策

河川、海域等公共用水域の水質汚濁の原因は、工場・事業場からの排水及び家庭からの生活排水等である。

瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例の規制対象となる工場・事業場の立入検査や排水検査を実施し、適正な管理を指導している。

また、生活排水対策として、排水処理施設の適正な維持管理を指導するとともに、浄化槽設置費用を補助するなどして小型合併処理浄化槽の設置を推進している。

(3) 土壌・地下水汚染対策

土壌・地下水汚染の主な原因は、工場・事業場における有害物質の不適切な取り扱いや漏えい事故等である。

土壌汚染対策法及び県生活環境保全条例により、土壌汚染状況調査及び土地履歴調査等の実施の徹底を指導するとともに、土壌汚染が判明した土地の指定等、必要な措置を実施している。

また、地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法の規制対象となる有害物質関係施設の立入検査を行い、構造基準等の遵守を指導している。

(4) 化学物質対策

ア ダイオキシン対策

ダイオキシン類の主な発生源は、廃棄物の焼却施設である。

発生源周辺地域、一般環境地域の大気・水質・底質・土壌中のダイオキシン類の調査、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる工場・事業場の立入検査を行い、適正な管理を指導している。

イ 有害化学物質対策

有害性のある化学物質を取り扱う事業者による自主的な化学物質の管理と改善を目的としたP R T R法に基づき、化学物質の安全管理対策を推進している。

また、環境ホルモン物質についてのモニタリング調査を実施している。

ウ オゾン層保護対策

フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法に基づき、フロン類回収業者等の登録を行い、オゾン層を破壊する原因物質の一つであるフロン類の適正な管理を指導している。

(5) 公害苦情事案への対応

市町等関係機関と連携をとり、迅速かつ的確な対応に努めている。

1.7 廃棄物対策

(1) 一般廃棄物対策

浄化槽保守点検業者の保守点検業の登録を行うとともに、更新登録時等に立入検査等を実施し、浄化槽の適正な保守点検を指導している。

(2) 産業廃棄物対策

有害廃棄物排出事業所、産業廃棄物処理業者、自動車解体・破碎業者、建設業者、産業廃棄物処理施設、PCB電気機器を保管する施設の立入検査や産業廃棄物の抜取検査、最終処分場の浸透水の水質検査を実施し、産業廃棄物の適正処理及び産業廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導している。

また、ヘリコプターによるスカイパトロールや海上保安部と連携した巡視船によるシーパトロール、管内の市町や警察等により構成する広島中央地域廃棄物不法投棄等防止連絡協議会の開催による不法投棄防止に係る情報交換・合同パトロールを実施し、不法投棄などの早期発見・早期是正に努めている。

さらに、管内の主要幹線で産業廃棄物運搬車両検査を行い、産業廃棄物の運搬基準の遵守状況を確認し、適正な運搬を指導している。

(3) 普及啓発・環境学習

資源・エネルギーの大量消費に依存したライフスタイルを見直し、循環型社会を構築・推進するために、環境保全に関する住民の意識啓発、広報普及に努め、また、環境学習機会の提供や支援を行い、地域に根ざした環境保全活動の推進を図っている。

III 資料

1 管内の状況 一覧

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町									備 考
(※)保 育 所 公 立	-												
(※) 私 立	-												
(※)母 子 生 活 支 援 施 設	-												
(※)児 童 館	-												
(※)児 童 遊 園	-												
(※)障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-												
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	11	1	9	1									
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	365	65	277	23									令和6年4月1日現在
介 護 医 療 院	3	1	2	-									
病 院	19	4	15	-									
病 院 病 床 数	3,243	469	2,774	-									
一 般 診 療 所	175	22	141	12									
歯 科 診 療 所	103	12	86	5									
歯 科 技 工 所 数	26	5	21	-									
助 産 所	5	1	4	-									
施 術 所	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係	85	7	73	5								
	柔道整復師法関係	56	4	48	4								
出張のみの業務の届出数 (あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係)	17	3	14	-									
衛 生 検 査 所	2	-	2	-									
給 食 施 設 数	166	30	126	10									
食 品 関 係 施 設 数 (旧 法 許 可)	1,325	180	1,092	53									
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 許 可)	1,427	207	1,145	75									
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 届 出)	264	115	85	64									
旧 食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	300	56	217	27									
犬 の 登 録 頭 数	11,354	1,346	9,724	284									
(※)水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-	-	-	-									
(※)上 水 道 事 業	2	1	-	1									
簡 易 水 道 事 業	-	-	-	-									
(※)専 用 水 道	-	-	-	-									
薬 局	116	18	95	3									
店 舗 販 売 業	44	8	35	1									
卸 売 販 売 業	19	-	19	-									
既 存 薬 種 商 等	-	-	-	-									
特 例 販 売 業	-	-	-	-									

1 管内の状況 一覧

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町															備 考
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	123	16	107	-															
管理医療機器販売業・貸与業	654	137	481	36															
麻 薬 取 扱 者	514	64	440	10															
(※)温泉利用施設	-	-	-	-															
ばい煙発生施設	141	88		53															
ばい煙関係特定施設	19	5		14															
揮発性有機化合物排出施設	-	-		-															
一般粉じん発生施設	122	107		15															
特定粉じん発生施設	-	-		-															
粉じん関係特定施設	37	21		16															
水銀排出施設	9	4		5															
ダイオキシン関係特定施設	2	2		-															
水質汚濁関係特定事業場	229	158		71															
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	23	1	22	-															
汚水等関係特定事業場	34	28		6															
汚染土壌処理業	-	-	-	-															
(※)ごみ処理施設焼却施設	-																		
(※) RDF施設	-	-	-	-															
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	-																		
(※)一般廃棄物最終処分場	-																		
(※)し尿処理施設	-																		
産業廃棄物収集運搬業	355	54	277	24															特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	15	-	15	-															
産業廃棄物処分業	55	11	39	5															特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	8	-	8	-															
中間処理施設	40	4	32	4															
最終処分場	3	-	3	-															
PCB廃棄物保管事業所	30	3	23	4															
産業廃棄物事業場外保管届	2	-	2	-															
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	64	9	46	9															
自動車リサイクル引取業者	51	6	43	2															
フロン類 回収業者	27	4	23	-															
解体業者	10	-	10	-															
破砕業者	7	-	7	-															

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。
(注2) (※)又は\は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

2 人口(人口動態)

用語の解説等

1 この資料は、令和4年人口動態統計年報第51号等を取りまとめたものである。

2 用語の解説

自然増加	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
死産	妊娠満12週(妊娠第4月)以降の死産の出産をいい、死産とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 (1) 胎児を出生させることを目的とした場合 (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
周産期死亡	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。
婚姻	人口動態でいう婚姻とは、市町村長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
選択死因	死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
主要死因	死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

3 各比率の算出方法は、次のとおりである。

$$(1) \text{出生} \cdot \text{死亡} \cdot \text{自然増加} \cdot \text{婚姻} \cdot \text{離婚率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$$

$$(2) \text{乳児死亡} \cdot \text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$(3) \text{死産率} = \frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000 \quad \text{出産数とは、出生数と死産数を加えたものである。}$$

$$(4) \text{周産期死亡率} = \frac{\text{周産期死亡(妊娠満22週以降の死産+生後1週未満の死亡)数}}{\text{出産(出生+妊娠満22週以降の死産)数}} \times 1,000$$

$$(5) \text{死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{基礎人口}} \times 100,000$$

(6) 標準化死亡比(Standardized Mortality Ratio:SMR)について

SMRは年齢構造の影響を取り除いた死亡率の指標のひとつである。

$$\text{標準化死亡比(SMR)} = \frac{\text{観察集団の全年齢死亡数}}{\text{[観察集団の年齢X歳(年齢階級)の人口} \times \text{基礎集団のその年齢X歳(年齢階級)の死亡率]} \text{の各年齢(年齢階級)についての総和}} \times 100$$

SMRは低い方が望ましく、SMRが100を超えていれば、年齢構造の違いを考慮してもなお、死亡率が基準集団よりも高いことを示すものである。

(2) 主要死因別死亡者数

(単位 人)

区 分	広 島 県		管 内		竹 原 市		東 広 島 市		大 崎 上 島 町		区 分		
	死亡者数	率 人口 10万 対	死亡者数	率 人口 10万 対	死亡者数	率 人口 10万 対	死亡者数	率 人口 10万 対	死亡者数	率 人口 10万 対			
死亡者総数	34,940	1,261.1	2,428	1,098.3	100.0	452	1,916.4	1,793	941.9	183	2,606.1	100.0	死亡者総数
結 核	35	1.3	1	0.5	-	-	-	1	0.5	-	-	-	結 核
悪性新生物	8,345	301.2	566	256.2	23.3	105	445.2	420	220.6	41	583.9	22.4	悪性新生物
糖尿病	381	13.8	20	9.1	0.8	3	12.7	17	8.9	-	-	-	糖尿病
高血圧性疾患	239	8.6	22	10.0	0.9	8	33.9	11	5.8	3	42.7	1.6	高血圧性疾患
心疾患	5,725	206.6	415	187.8	17.1	61	258.6	321	168.6	33	470.0	18.0	心疾患
脳血管疾患	2,351	84.9	173	78.3	7.1	38	161.1	123	64.6	12	170.9	6.6	脳血管疾患
大動脈瘤及び解離	420	15.2	24	10.9	1.0	2	8.5	20	10.5	2	28.5	1.1	大動脈瘤及び解離
肺炎	1,628	58.8	111	50.2	4.6	23	97.5	79	41.5	9	128.2	4.9	肺炎
慢性閉塞性肺疾患	354	12.8	23	10.4	0.9	8	33.9	15	7.9	-	-	-	慢性閉塞性肺疾患
喘 息	22	0.8	1	0.5	0.0	-	-	-	-	1	14.2	0.5	喘 息
肝疾患	378	13.6	32	14.5	32.0	7	29.7	24	12.6	1	14.2	0.5	肝疾患
腎不全	688	24.8	53	24.0	2.2	6	25.4	46	24.2	1	14.2	0.5	腎不全
老 衰	3,862	139.4	265	119.9	10.9	49	207.8	191	100.3	25	356.0	13.7	老 衰
不慮の事故	1,008	36.4	72	32.6	3.0	12	50.9	56	29.4	4	57.0	2.2	不慮の事故
自殺	469	16.9	45	20.4	1.9	3	12.7	41	21.5	1	14.2	0.5	自殺
その他	9,035	326.1	605	273.8	24.9	127	538.5	428	224.8	50	712.0	27.3	その他

(令和4年度)

(令和5年1月1日)

市町名	人口
広島県	2,770,623
管内	220,961
竹原市	23,586
東広島市	190,353
大崎上島町	7,022

(注1) 令和4年人口動態統計年報第51号による。
 (注2) 10万人あたりの割合については、政府統計「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和5年1月1日現在)」値を参考値とする

(3) 主要死因別標準化死亡比

		平成27年～元年														
		Se01	Se02	Se14	Se15	Se16	Se21	Se25	Se26	Se27	Se28	Se29	Se30	Se31	Se32	Se34
総数		結核	悪性新生物	糖尿病	高血圧性疾患	心疾患 ※高血圧性除く	脳血管疾患	大動脈瘤及び び解離	肺炎	慢性閉塞性肺疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺
広島県	総数	88.90	98.90	105.20	90.50	107.60	95.80	91.60	103.50	104.40	90.40	96.70	112.60	104.80	109.50	96.10
管内	総数	53.50	94.50	98.90	80.70	114.80	101.00	93.60	116.90	95.70	118.50	80.00	143.00	98.30	125.00	103.20
竹原市	総数	91.90	99.30	83.10	38.20	123.50	94.50	116.40	93.10	96.90	125.50	53.20	113.50	118.10	129.00	158.20
東広島市	総数	49.00	93.60	94.00	74.20	111.20	101.20	78.90	124.70	93.60	118.00	81.30	152.00	90.40	126.70	95.90
大崎上島町	総数	-	91.10	192.30	247.70	127.70	115.00	47.20	104.80	112.10	105.60	140.80	131.70	118.30	96.30	74.20

注：この表は、令和2年人口動態統計年報第50号に掲載の平成27年～令和元年データに基づく。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和5年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	28	112	16	
小 計	13	52	8	
保 健 師	5	20	4	広島国際大学
	8	32	4	日本赤十字広島看護大学
小 計	15	60	8	
管 理 栄 養 士	7	28	4	安田女子大学
	8	32	4	広島女学院大学
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	-	-	-	
歯 科 衛 生 士				
小 計	-	-	-	
訪 問 介 護 員				
小 計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和5年度)

区分	保健計画 の策定・ 地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・ 生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
							実施回数(O1)	—
参加延人員(O2)	—	—	—	—	—	(28)	(28)	—

区分	精神保健福祉 (9)	難病 (10)	介護保険 (11)	健康危機管理 (12)	その他 (13)	計 (14)
実施回数(O1)	1	—	—	4	—	6
参加延人員(O2)	(21)	—	—	(74)	—	(123)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況

(令和5年度末現在)

名 称	広島中央地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 団 体	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員連絡協議会
	主な病院、訪問看護ステーション協議会、社会福祉協議会
	民生委員児童委員協議会、女性会、市町、厚生環境事務所、保健所、消防局
	住民団体、女性会、老人クラブ、老人福祉施設連盟、障害者就労・生活支援センター
	公衆衛生推進協議会
会 長	山田謙慈(東広島地区医師会長)
部 会 の 設 置	保健医療計画推進部会、地域医療構想推進部会、地域包括ケアシステム推進部会、健康ひろしま21推進部会
総 会	令和5年5月31日(書面)、令和5年7月27日(Web)、令和5年11月16日(Web)、令和6年3月15日(書面)
理 事 会	同上
事 業	事業名
委 託 事 業	保健医療計画等推進事業
	地域包括ケアシステム推進事業
	健康ひろしま21推進事業
	うつ・自殺対策推進事業
補 助 事 業	管理費(会議費、事務局費)
	感染症対策推進事業
	がん予防対策等推進事業
そ の 他	

(4) 医師臨床研修受入れ状況

(令和5年度)

職 種	実人数	延人数	研修期間	臨 床 研 修 病 院 名
計	8	24	3	
医 師	8	24	3	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター
歯 科 医 師				

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	社	社	医	民	営	N	農	生	そ	地	非	
			会	会	療	法	利	P	業	活	の	方	法	
			福	福	法	法	利	O	協	協	他	公	人	
			社	祉	人	人	法	法	同	同	法	共	人	
			法	協				組	組	人	団			
			人	議				合	合		体			
				会										
実施事業数合計①～③		368	122	6	112	5	102	9	-	-	3	3	6	
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	224	78	5	59	3	66	7	-	-	1	2	3	
	訪 問 介 護	43	13	2	3	1	21	3	-	-	-	-	-	
	訪 問 入 浴 介 護	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	訪 問 看 護	32	3	1	7	2	16	2	-	-	-	1	-	
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	11	1	-	8	-	-	-	-	-	-	1	1	
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通 所 介 護	36	17	2	6	-	9	2	-	-	-	-	-	
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	23	2	-	18	-	-	-	-	-	-	1	-	2
	短 期 入 所 生 活 介 護	37	35	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 入 所 療 養 介 護	14	2	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	4	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-	
	福 祉 用 具 貸 与	8	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	
	特 定 福 祉 用 具 販 売	7	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	141	44	1	50	2	36	2	-	-	2	1	3	
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	介 護 予 防 訪 問 看 護	32	3	1	7	2	16	2	-	-	-	1	-	
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	11	1	-	8	-	-	-	-	-	1	-	1	
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	23	2	-	18	-	-	-	-	-	1	-	2	
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	33	31	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	14	2	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	4	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-	
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	8	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	7	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介 護 医 療 院	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町							
実 施 事 業 数 合 計 ① ~ ③		368	66	279	23	-	-	-	-	-	-	-
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	224	41	169	14	-	-	-	-	-	-	-
	訪 問 介 護	43	10	30	3							
	訪 問 入 浴 介 護	2	-	2	-							
	訪 問 看 護	32	5	25	2							
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	11	2	9	-							
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-							
	通 所 介 護	36	6	28	2							
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	23	5	18	-							
	短 期 入 所 生 活 介 護	37	6	26	5							
	短 期 入 所 療 養 介 護	14	5	9	-							
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	-	11	-							
	福 祉 用 具 貸 与	8	1	6	1							
	特 定 福 祉 用 具 販 売	7	1	5	1							
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	141	24	108	9	-	-	-	-	-	-	-
介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	-	2	-								
介 護 予 防 訪 問 看 護	32	5	25	2								
介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	11	2	9	-								
介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-								
介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	23	5	18	-								
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	33	5	23	5								
介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	14	5	9	-								
介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	-	11	-								
介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	8	1	6	1								
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	7	1	5	1								
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
介 護 医 療 院	3	1	2	-								

(3) 運営指導等件数

(令和5年度)

区 分	総 数	指定居宅サ ービス事業所	指定介護予 防サービス事業所	指定介護療 養型医療施設	介護医療院
運 営 指 導 件 数	57	38	19	-	-

児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町				
合 計	件 数	29	5	22	2	-	-	-	-
	貸付額(円)	(17,381,417)	(1,775,332)	(12,876,685)	(2,729,400)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
事業継続資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
修学資金	件 数	24	4	18	2				
	貸付額(円)	(15,001,947)	(1,654,332)	(10,618,215)	(2,729,400)				
技能習得資金	件 数	1	-	1	-				
	貸付額(円)	(780,000)	(-)	(780,000)	(-)				
修業資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
就職支度資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
医療介護資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
生活資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
住宅資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
転宅資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
就学支度資金	件 数	4	1	3	-				
	貸付額(円)	(1,599,470)	(121,000)	(1,478,470)	(-)				
結婚資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				

(2) 父子福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町				
合 計	件 数	1	1	-	-	-	-	-	-
	貸付額(円)	(142,404)	(142,404)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
事業継続資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
修学資金	件 数	1	1	-	-				
	貸付額(円)	(142,404)	(142,404)	(-)	(-)				
技能習得資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
修業資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
就職支度資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
医療介護資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
生活資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
住宅資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
転宅資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
就学支度資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
結婚資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町				
合 計	件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
事業継続資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
修学資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
技能習得資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
修業資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
就職支度資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
医療介護資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
生活資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(千円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
住宅資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
転宅資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
就学支度資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				
結婚資金	件 数	-	-	-	-				
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)				

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町				
病 院	施 設 数	19	4	15	-				
	病 床 数	小 計	3,243	469	2,774	-	-	-	-
		一 般	1,675	189	1,486	-			
		療 養	628	88	540	-			
		精 神	920	192	728	-			
		結 核	16	-	16	-			
		感 染 症	4	-	4	-			
救 急 告 示	11	3	8	-					
一 般 診 療 所	施 設 数	175	22	141	12				
	病 床 数	一 般	138	25	101	12			
		療 養	-	-	-	-			
	救 急 告 示	1	-	1	-				
歯 科 診 療 所		102	12	85	5				

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2)立入検査及び使用許可件数

(令和5年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	24	20	4	-
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-	-	-	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	9	9	-	-

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施設数 A	166	4	-	63	12	54	33
指導延数 B	62	3	-	22	5	18	14
1施設当たり指導 回数 B / A	0.4	0.8	-	0.3	0.4	0.3	0.4

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給食施設 数に対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食 施設				栄養士の いるもの		栄養士の いないもの					施 設 数	延 指 導 件 数
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数								施 設 数	延 指 導 件 数
総 数	4	3	-	-	63	22	12	5	54	18	33	14	37.3	35.5	42.2	166	62
学 校	-	-	-	-	9	4	-	-	3	-	1	1	38.5	33.3	100.0	13	5
病 院	2	2	-	-	13	5	-	-	6	4	-	-	52.4	52.4	-	21	11
介護老人 保健施設	-	-	-	-	7	2	-	-	1	-	-	-	25.0	25.0	-	8	2
介 護 医 療 院	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
老人福祉 施 設	-	-	-	-	8	3	-	-	13	3	-	-	28.6	28.6	-	21	6
児童福祉 施 設	-	-	-	-	20	7	9	3	13	8	23	8	40.0	45.5	34.4	65	26
社会福祉 施 設	-	-	-	-	5	1	-	-	9	2	4	1	22.2	21.4	25.0	18	4
事 業 所	2	1	-	-	-	-	1	1	-	-	2	2	80.0	50.0	100.0	5	4
寄 宿 舎	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	3	2	60.0	-	75.0	5	3
矯正施設	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
自 衛 隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食 センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	-	-	14.3	14.3	-	7	1

(2) 食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況

ア 立入、買上検査、収去検査、報告徴収、物件提出要求の件数 (単位:件)

(令和5年度)

区分	立入	買上検査		収去検査		報告徴収		物件提出要求	
	件数	検体数	違反検体数	検体数	違反検体数	件数	違反件数	件数	違反件数
食品表示法 (保健事項)	4	-	-	-	-	-	-	-	-
健康増進法 (第65条第1項)	4	-	-	-	-	-	-	-	-

※立入件数は、食品表示法第8条に基づくものである

イ 指導件数 (単位:件)

(令和5年度)

	件数	内訳		再掲								
		食品 (添加物除く)	添加物	生鮮食品			加工食品				添加物	
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他		
食品表示法 (保健事項)	2	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
健康増進法 (第65条第1項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

ウ 相談件数 (単位:件)

(令和5年度)

	件数	内訳		再掲								
		食品 (添加物除く)	添加物	生鮮食品			加工食品				添加物	
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他		
食品表示法 (保健事項)	28	28	-	-	-	-	-	16	1	-	11	-
健康増進法 (第65条第1項)	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(令和5年度)

区分		総数	竹原市	東広島市	大崎上島町				
人口		219,805	23,389	189,550	6,866				
健康診査	対象者	1,148	166	946	36				
	受診者	34	-	30	4				
	受診率(%)	3.0	-	3.2	11.1				
肝炎ウイルス検査	対象者	92,721	12,893	79,520	308				
	受診者	1,584	27	1,555	2				
	受診率(%)	1.7	0.2	2.0	0.6				

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導)

(令和5年度)

区分			総数	竹原市	東広島市	大崎上島町				
健康 教育	個別	参加人員	-	-	-	-				
		実施回数	278	30	237	11				
	集団	参加人員	4,977	1,908	2,763	306				
健康 相談	重点	実施回数	50	16	34	-				
		参加人員	546	197	349	-				
	総合	実施回数	73	28	20	25				
		参加人員	460	274	42	144				
訪問 指導	対象者数		530	21	425	84				
	被指導実人員		95	21	68	6				

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4)健康生活応援店の状況

(令和5年度末現在)

区	分	延 認 証 店 舗 数
禁 煙 支 援	禁 煙 支 援	-
食 生 活	栄 養 成 分 表 示	1
	野 菜 た っ ぷ り	4
	塩 分 控 え め	2
	ヘルシーオーダーメニュー	-
	塩分控えめ推進・応援	-
	朝 食 摂 取 応 援	-
	食 事 バ ラ ン ス 応 援	-
	小 計	7
運 動 実 践	正しい歩き方(ウォーキング)指 導	1
	ウォーキング勸奨・応援	2
	小 計	3
そ の 他	健 康 づ く り 応 援	5
合 計		15
実 店 舗 数		8

(5) 食育圏域連絡会議開催状況

(令和5年度)

日時	2024年1月23日					
場所	東広島庁舎					
参加機関数	11					
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び国の食育推進の動向について ・各市町・機関における食育推進の動向について ・今後の食育推進の取組について ・食育活性化支援事業の実施報告 ・令和5年度栄養関係功労者に対する厚生労働大臣表彰の受賞について 					

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
竹原市食生活改善推進委員会		
東広島地域活動栄養士会		
大崎上島町食生活改善推進員協議会		
ひろしま農業協同組合広島中央地域本部		
ひろしま農業協同組合芸南地域本部		
東広島商工会議所		
竹原商工会議所		
大崎上島町商工会		
広島県中央商工会		
安芸津町商工会		
黒瀬商工会		
東広島市農林水産物販路拡大推進協議会		
竹原市	健康福祉課	
竹原市	社会福祉課	
竹原市教育委員会	総務学事課	
竹原市	産業振興課	
東広島市	医療保健課	
東広島市	保育課	
東広島市	こども家庭課	
東広島市教育委員会	学事課	
東広島市	農林水産課	
大崎上島町	保健衛生課	
大崎上島町	福祉課	
大崎上島町教育委員会	教育課	
大崎上島町	地域経営課	
広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所	農村振興課	
西部農業技術指導所		

(6) 受動喫煙の報告状況

(令和5年度)

	延件数(年度対応数)				
	指導・助言	勧告	公表	命令	罰則 (過料)
喫煙禁止場所における喫煙	1	-	-	-	-
喫煙器具、設備等の設置	3	-	-	-	-
紛らわしい標識の掲示、 標識の汚損等	-	-	-	-	-
20歳未満の者を喫煙室に 立ち入らせる	1	-	-	-	-
その他	5	-	-	-	-
計	10	-	-	-	-

延件数(年度分)	
喫煙可能室設置施設 届出書の受理件数	-
喫煙可能室設置施設 変更届出書の受理件数	-
喫煙可能室設置施設 廃止届出書の受理件数	-